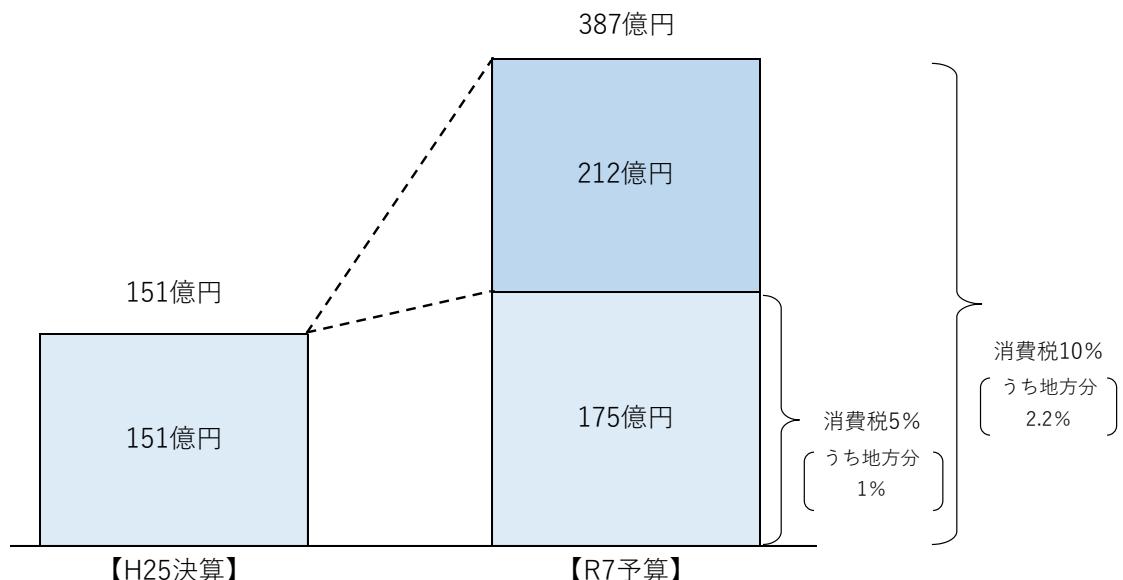


## 消費税率引上げに伴う增收分の使途について

社会保障制度の充実・安定化と財政の健全化を図るため、また、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換するため、平成26年4月・令和元年10月に消費税率が引上げられています（5%→8%、8%→10%）。

消費税率引上げに伴う增收分は、年金、医療、介護、子育てといったすべての世代を対象とする社会保障のために充てることが法定されており、神戸市では子育て施策や高等教育の無償化等に活用しています。



### 【R7年度の地方消費税交付金（引上げ分約212億円）の使途】

|   |      |
|---|------|
| ・幼児教育・保育の無償化  | 86億円 |
| 保育所・認定こども園等の運営費<br>3～5歳児、0～2歳児（住民税非課税世帯）の保育所・認定こども園等の利用料無償化 |      |
| ・高等教育の修学支援  | 2億円  |
| 住民税非課税世帯等の大学等の授業料等減免<br>多子世帯の大学等の授業料等無償化                    |      |
| ・所得の低い高齢者の介護保険料軽減   | 5億円  |
| 住民税非課税世帯の保険料基準額に対する負担割合を所得段階ごとに軽減                           |      |
| ・障害福祉（自立支援給付等）  | 47億円 |
| ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の安定的な運営                               | 72億円 |